

◎新潟県告示第949号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年10月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 名称

日本建築検査協会株式会社

2 変更した内容

変更事項	変更前	変更後
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	本社 東京都中央区日本橋三丁目13番11号 構造判定部 東京都中央区日本橋二丁目12番6号	本社 東京都中央区日本橋三丁目13番11号 構造判定部 東京都中央区日本橋二丁目12番9号

3 変更する年月日

令和7年11月1日